

**悪質な業者に
ご注意ください**

一般住宅には消火器の設置義務がないにもかかわらず、悪質な訪問販売が発生しています。

設置義務のある住宅用火災警報器では、義務のあることを理由にさらに悪質商法が多発すると予想され、厳重な注意が必要です。

消防署の職員または消防団員が販売または販売を業者に委託することはありません。

販売員が「消防署の方から来ました」と言う言葉を使うときがありますが、これは消防署から来たのではなく消防署の方向から来たという意味です、間違わないでください。

消防署では一切、販売も斡旋もしません。

市婦人防火クラブでは、平成19年度事業として住宅用火災警報器設置促進活動を実施します。また、モデル地区を指定し、安心・安全な住宅用火災警報器を共同購入し設置促進をします。

モデル地区指定は、市婦人防火クラブ結成地区とし、説明会を開催します。各地区住民の多数の参加をお待ちしています。

地区	日時	場所
今泉	11月11日 18:30	生活改善センター
蟹沢	11月7日 18:30	蟹沢会館
緑ヶ丘	11月9日 18:30	緑ヶ丘担手センター
糠沢	10月28日	実施済み
小森	11月10日 18:30	小森公民館
七日市	11月11日 11:00	七日市基幹センター
本城	後日回覧します	
荒瀬	10月22日	実施済み
比立内	10月17日	実施済み
笑内	後日回覧します	

住宅用火災警報器は消防法及び北秋田市火災予防条例により、全ての住宅に設置が義務付けられています

北秋田市婦人防火クラブ モデル地区説明会

住宅用火災警報器設置事例

【事例1】

寝たばこから火災発生!



寝たばこにより火災が発生し、警報器が煙を感知しました。警報音で本人が目覚まし、ふとんに水を掛けて消化したので、大事に至りませんでした。

【事例2】

天ぷら油が燃えだして!



天ぷら油を加熱したまま、その場を離れたため、鍋から火が上がり警報器がその煙を感知。警報音に気付いた居住者が、初期消火と119番通報を行いました。

【事例3】

仏壇の灯明が燃え移って!



2階居室で就寝していた男性は、1階にある祖母の部屋の警報器の鳴動に気づき、1階に降りると仏壇から炎が上がっているのを発見。水道水を掛けて消火しました。

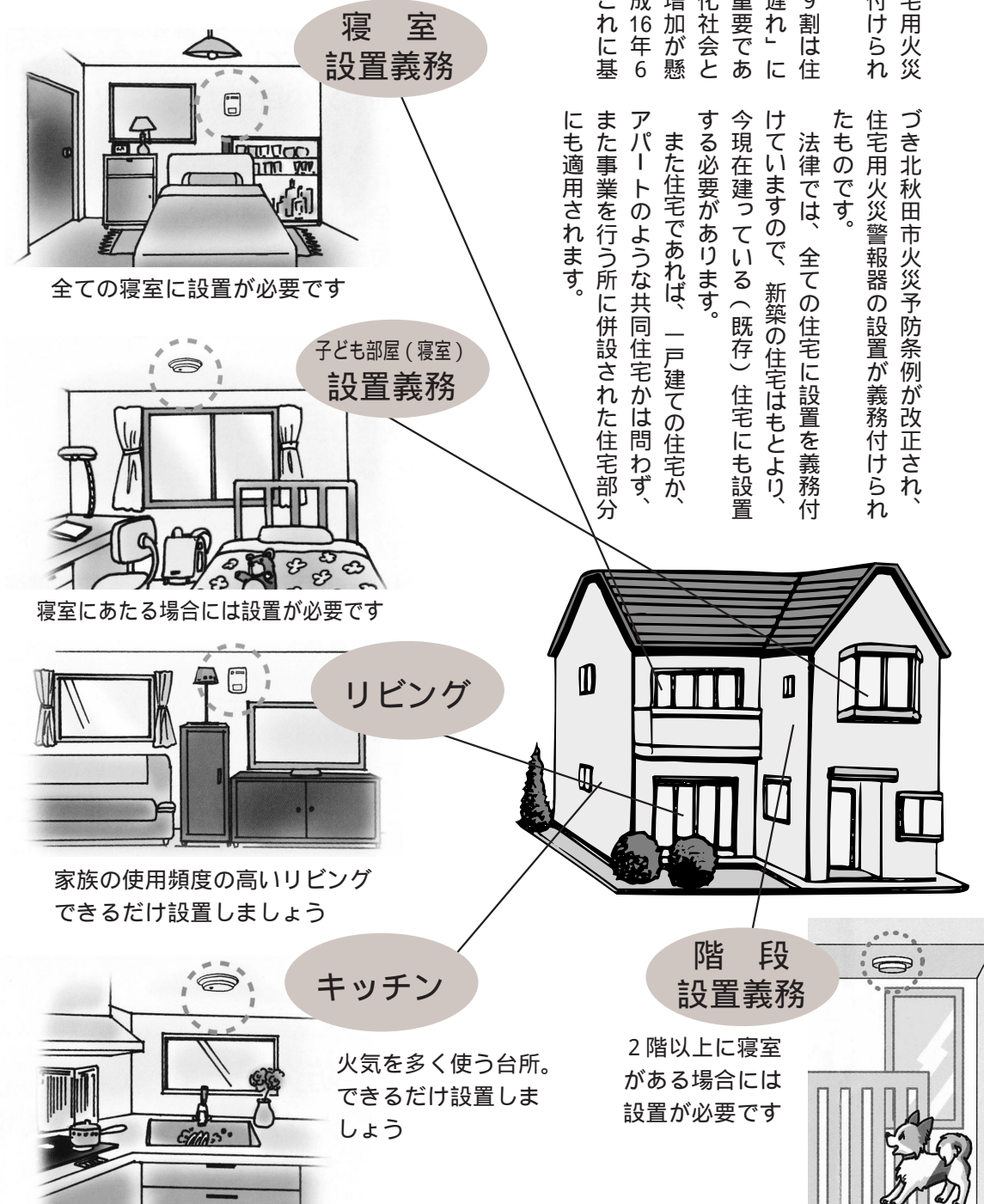
【事例4】

こたつが燃え出して!



入浴準備中、煙と焦げ臭い臭気とともに警報器の鳴動に気づき、居室に行くところから炎が上がっていました。すぐに初期消火をしました。

住宅用火災警報器の種類 (煙式)



住宅(共同住宅を含む)に住宅用火災警報器の設置が法令により義務付けられました。

これは、建物火災の死者数の9割は住宅火災、そのうち7割が「逃げ遅れ」によるもので、火災の早期発見が重要であること、また、今後迎える高齢化社会とともに住宅火災による死者数の増加が懸念されていることから、平成16年6月に消防法の一部が改正され、これに基

づき北秋田市火災予防条例が改正され、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

法律では、全ての住宅に設置を義務付けているので、新築の住宅はもとより、今現在建てている(既存)住宅にも設置する必要があります。

また住宅であれば、一戸建ての住宅か、アパートのような共同住宅かは問わず、また事業を行う所に併設された住宅部分にも適用されます。

住宅用火災警報器を設置しましょう!!

住宅用火災警報器が煙や熱を感知して警報音や音声で火災発生を知らせます